

岐阜県公報

号外(六) 平成三十一年四月一日

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ
一

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「及び組織規則」を、「組織規則」に改め、「秘書政策審議監」の下に「及び議会事務局局長の職にある者」を加え、同条第十号中「規定する課長」の下に「及び議会事務局総務課長の職にある者」を加え、同条第十三号中「もの」の下に「及び議会事務局総務課の係長の職にある者(係長が置かれたい係にあつては、当該係に属する課長補佐又は主査のうち最も上席のもの)」を加える。

第二十条中「及び議会事務局の職員」を削り、「労働委員会事務局又は議会事務局局長」を「又は労働委員会事務局」に、「労働委員会事務局又は議会事務局の課長」を「又は労働委員会事務局の課長」に、「労働委員会事務局又は議会事務局の係長」を「又は労働委員会事務局の係長」に改める。

別表第三税務課の表二の項中「及び石油ガス譲与税法」を、「石油ガス譲与税法」に

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たら
るときは翌日

平成三十一年四月一日

<p>二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）</p>	<p>一の施行事務 の施行事務</p>	<p>改め、「ガス課税法」という。）の下に、「自動車重量課税と税法（昭和四十六年法律第九十号。以下この項中「自重課税法」という。）及び森林環境税及び森林環境課税に關する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第五条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「及び地方道路課税と税」を「自動車重量課税及び森林環境課税」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。</p> <p>3 自重課税法第五条の規定による税額算定用資料の提出</p> <p>別表第三危機管理政策課の表一の項から三の項までを次のように改める。</p>
<p>1 法の施行に關する事務</p>	<p>1 法第十二条の規定による扶助金の支給 2 法第十六条の規定による災害救助等の日本赤十字社への委託 3 規則第二条の災害状況報告書等の受付</p>	<p>1 法第十二条の規定による要救助者への金銭の支給 2 法第八条の規定による要救助者等への救助協力の命令 3 法第九条第二項において準用する法第五条第二項の規定による公用令書の交付 4 省令第一条第四項及び第五項の規定による公用変更令書及び公用取消令書の交付 5 省令第二条第二項の規定による物資の受領</p>
<p>六 原子力災害対策 1 法第七条第二 1 知事決裁事項であ</p>	<p>別表第三危機管理政策課の表四の項課長専決事項の欄第一号中（昭和三十七年政令第二百八十八号）を削り、同表五の項を削り、同表六の項課長専決事項の欄第一号中「緊急通行車両」を「緊急輸送車両」に改め、同項を同表五の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>の施行事務</p> <p>1 法第二条第六号の規定による指定地方公共機関の指定 2 令第三十三条第一項（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第八條第二項の規定により読み替えて適用する緊急通行車両であることの確認</p> <p>1 知事決裁事項である法第二十三条第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に關する事務 2 令第三十三条第二項（原子力災害対策特別措置法施行令第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p>	<p>以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この項中「法」という。）の施行事務（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項に規定する道路管理者の権限に係るものを除く。）及び災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>

<p>一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下この項中「法」という。）及び危険物の規制に</p>	<p>別表第三危機管理政策課の表七の項から九の項までを削る。別表第三防災課の表一の項及び二の項を次のように改める。</p>	<p>策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下この項中「法」という。）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>
<p>1 法第十一条第一項の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項中「製造所等」という。）の設置</p>		<p>項の規定による原子力事業者との協議 2 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請 3 法第二十七条の四後段（法第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）の市町村長への必要な助言 4 法第三十一条の規定による報告の徴収 5 法第三十二条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>る法第二十二條第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>る法第二十二條第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>関する政令（昭和三十四年政令第百三十六号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>	
<p>4 法第十二条第二項の規定による製造所等の位置、構造及び設備が法所定の技術上の基準に適合するようにするための修理、</p>	<p>又はその位置、構造若しくは設備の変更の許可 2 法第十一条の三の規定による屋外タンク貯蔵所の構造及び設備に関する事項又は特定事項に係る審査の危険物保安技術協会への委託 3 法第十一条の五第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に従った危険物の貯蔵又は取扱いの命令 4 法第十二条第二項の規定による製造所等の位置、構造及び設備が法所定の技術上の基準に適合するようにするための修理、</p>	

	<p>改造又は移転の命令</p> <p>5 法第十二条の二第一項及び第二項の規定による製造所等の使用停止の命令</p> <p>6 法第十二条の三第一項の規定による製造所等の一時停止の命令又は使用の制限</p> <p>7 法第十二条の四第二項及び第三項の規定による移送取扱所に関する調査、措置及びその旨の通知</p> <p>8 法第十三条の二十四の規定による危険物保安統括管理者等の解任の命令等</p> <p>9 法第十四条の二第一項の予防規程の制定又は変更の認可及び同条第三項の規定による予防規</p>
<p>13 法第十六条の六第一項の規定による法違反者</p>	<p>10 法第十四条の三第三項の規定による屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る審査の危険物保安技術協会への委託</p> <p>11 法第十六条の三第三項及び第四項の規定による製造所等に関する災害発生防止のための応急措置の命令</p> <p>12 法第十六条の五第一項の規定による貯蔵所等の所有者等に対する資料の提出命令若しくは報告徴収又は職員による立入検査、関係者に対する質問若しくは危険物等の収去命令</p>

<p>二 武器等製造法 (昭和二十八年 法律第四百十五 号。以下この項 中「法」という。 の施行事務</p>	
<p>1 法第十七条第 一項の猟銃等の 製造の許可 2 法第十八条た だし書の猟銃等 の製造の許可 3 法第十九条第 一項の猟銃等の 販売事業の許可 4 法第二十条に おいて読み替え て準用する法第 六条の規定によ る猟銃等の製造 事業又は販売事 業の許可の取消 し 5 法第二十条に おいて読み替え て準用する法第 九条第三項の規 定による猟銃等 の製造設備等の 修理等の命令 6 法第二十条に おいて読み替え て準用する法第 十五条の規定に</p>	<p>に対する危険物 の除去等の命令</p>
	<p>1 部長専決事項を除 く法の施行に關する 事務</p>
<p>四 武力攻撃事態 等における国民 の保護のための 措置に関する法 律施行令(以下 この項中「令」 という。)の施 行事務</p>	<p>よる猟銃等の製 造事業又は販売 事業の許可の取 消し等</p>
<p>1 令第三十九条 (令第五十二条 において読み替 えて準用する場 合を含む。以下 この項において 同じ。)の規定に より災害対策基 本法施行令第三</p>	<p>1 令第三十九条の規 定により災害対策基 本法施行令第三十三 条第二項の規定の例 によることとされる 緊急通行車両の標章 及び証明書の交付</p>
<p>別表第三防災課の表に次のように加える。</p>	<p>1 法の施行に關する事務 2 令第三十三条第二項(原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。)の規定による緊急通行車両の標章及び証 明書の交付 別表第三防災課の表三の項課長専決事項の欄を次のように改める。 1 令第三十三条第一項(原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。)の緊急通行車両であることの確認</p>

<p>六 岐阜県消防団 協力事業所の支 援のための事業 税の課税の特例 に関する条例 (平成二十七年 条例第七号。以 下この項中「条 例」という。) 及び岐阜県消防 団協力事業所の 支援のための事 業税の課税の特 例に関する条例 施行規則(平成 二十七年規則第</p>	<p>五 大規模地震対 策特別措置法施 行令(以下この 項中「令」とい う。)の施行事 務</p>													
<p>3 第一号の認定 の変更又は取消</p>	<p>1 条例第三条第 一項及び第四条 第一項の事業税 の不均一課税に 係る認定</p>	<p>十三 条第一項の 規定の例による こととされる車 両使用者の申出 に係る車両が緊 急通行車両であ ることの確認</p>												
<p>2 規則第三条第 三項(規則第四 条第三項におい て準用する場合 を含む。)の事業 税の不均一課税 に係る不認定の 決定及び申請者 への通知</p>	<p>1 令第十二条第 一項の緊急輸送 車両であること の確認</p>	<p>1 令第十二条第二項 の規定による緊急輸 送車両の標章及び証 明書の交付</p>												
<p>三 銃砲刀剣類所 持等取締法(昭 和三十三年法律 第六号。以下こ の項中「法」と いう。)及び銃</p>	<p>別表第三文化伝承課の表中二の項を五の項とし、同項の前に次のように加える。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 1160 922 1361"> <p>八 岐阜県消防関 係職員の服制及 び被服貸与規則 (昭和三十六年 規則第百十四 号。以下この項 中「規則」とい う。)の施行事 務</p> </td> <td data-bbox="922 1160 1257 1361"> <p>七 岐阜県消防表 彰規則(昭和三十 三年規則第六 十二号。以下こ の項中「規則」 という。)の施 行事務</p> </td> <td data-bbox="1257 1160 1441 1361"> <p>百五号。以下こ の項中「規則」 という。)の施 行事務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1361 922 1579"></td> <td data-bbox="922 1361 1257 1579"></td> <td data-bbox="1257 1361 1441 1579"> <p>し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1579 922 1796"> <p>1 規則第二条の 規定による登録 審査委員の任命</p> </td> <td data-bbox="922 1579 1257 1796"> <p>1 規則第十一条 第一項の規定に よる表彰又は賞 じゆつ金の内申</p> </td> <td data-bbox="1257 1579 1441 1796"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1796 922 2094"> <p>1 部長専決事項を除 く法及び規則の施行 に関する事務</p> </td> <td data-bbox="922 1796 1257 2094"> <p>1 規則第六条ただし 書の規定による被服 不着用の承認</p> </td> <td data-bbox="1257 1796 1441 2094"></td> </tr> </table>	<p>八 岐阜県消防関 係職員の服制及 び被服貸与規則 (昭和三十六年 規則第百十四 号。以下この項 中「規則」とい う。)の施行事 務</p>	<p>七 岐阜県消防表 彰規則(昭和三十 三年規則第六 十二号。以下こ の項中「規則」 という。)の施 行事務</p>	<p>百五号。以下こ の項中「規則」 という。)の施 行事務</p>			<p>し</p>	<p>1 規則第二条の 規定による登録 審査委員の任命</p>	<p>1 規則第十一条 第一項の規定に よる表彰又は賞 じゆつ金の内申</p>		<p>1 部長専決事項を除 く法及び規則の施行 に関する事務</p>	<p>1 規則第六条ただし 書の規定による被服 不着用の承認</p>	
<p>八 岐阜県消防関 係職員の服制及 び被服貸与規則 (昭和三十六年 規則第百十四 号。以下この項 中「規則」とい う。)の施行事 務</p>	<p>七 岐阜県消防表 彰規則(昭和三十 三年規則第六 十二号。以下こ の項中「規則」 という。)の施 行事務</p>	<p>百五号。以下こ の項中「規則」 という。)の施 行事務</p>												
		<p>し</p>												
<p>1 規則第二条の 規定による登録 審査委員の任命</p>	<p>1 規則第十一条 第一項の規定に よる表彰又は賞 じゆつ金の内申</p>													
<p>1 部長専決事項を除 く法及び規則の施行 に関する事務</p>	<p>1 規則第六条ただし 書の規定による被服 不着用の承認</p>													

<p>砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	<p>四 岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年条例第三十七号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県文化財保護条例施行規則（平成三十一年規則第四十号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>
	<p>1 条例第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定</p> <p>2 条例第四条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定の解除</p> <p>3 条例第七条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定</p> <p>4 条例第七条第二項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定の解除</p> <p>5 条例第七条第六第一項の規定による岐阜県重要有形民俗文化</p>
<p>1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	
<p>財又は岐阜県重要無形民俗文化財の指定</p> <p>6 条例第七条の七第一項の規定による岐阜県重要有形民俗文化財又は岐阜県重要無形民俗文化財の指定の解除</p> <p>7 条例第八条第一項の規定による岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の指定</p> <p>8 条例第九条第一項の規定による岐阜県史跡、岐阜県名勝又は岐阜県天然記念物の指定の解除</p> <p>9 条例第十二条の二の規定による岐阜県文化財保護審議会への諮問</p> <p>10 条例第十三条第三項の規定による岐阜県文化財保護審議会の</p>	

<p>別表第三文化伝承課の表中一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="643 181 1262 383"> <p>一 文化財保護法 (昭和二十五年 法律第二百十四 号。以下この項 中「法」という。)及び文化財保護 法施行令(昭和 五十年政令第二 百六十七号。以 下この項中「令」 という。)の施 行事務</p> </td> <td data-bbox="643 383 1262 600"></td> <td data-bbox="643 600 1262 817"> <p>1 法第百十条第 一項の史跡名勝 天然記念物の仮 指定 2 法第百十二条 第一項の規定に よる史跡名勝天 然記念物の仮指 定の解除 3 法第百八十三 条の二第一項の 規定による文化 財保存活用大綱 の策定</p> </td> <td data-bbox="643 817 1262 1077"> <p>1 部長専決事項を除 く法及び令の施行に 関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>一 文化財保護法 (昭和二十五年 法律第二百十四 号。以下この項 中「法」という。)及び文化財保護 法施行令(昭和 五十年政令第二 百六十七号。以 下この項中「令」 という。)の施 行事務</p>		<p>1 法第百十条第 一項の史跡名勝 天然記念物の仮 指定 2 法第百十二条 第一項の規定に よる史跡名勝天 然記念物の仮指 定の解除 3 法第百八十三 条の二第一項の 規定による文化 財保存活用大綱 の策定</p>	<p>1 部長専決事項を除 く法及び令の施行に 関する事務</p>	<p>委員及び臨時委 員の任命</p>			
<p>一 文化財保護法 (昭和二十五年 法律第二百十四 号。以下この項 中「法」という。)及び文化財保護 法施行令(昭和 五十年政令第二 百六十七号。以 下この項中「令」 という。)の施 行事務</p>		<p>1 法第百十条第 一項の史跡名勝 天然記念物の仮 指定 2 法第百十二条 第一項の規定に よる史跡名勝天 然記念物の仮指 定の解除 3 法第百八十三 条の二第一項の 規定による文化 財保存活用大綱 の策定</p>	<p>1 部長専決事項を除 く法及び令の施行に 関する事務</p>						
<p>別表第三医療整備課の表中四の項を削り、五の項を四の項とし、同表六の項部長専決事項の欄中第三十六号を第三十八号とし、第十六号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第十五号中「第三十条の四第八項から第十項」を「第三十条の四第十項から第十二項」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄中第十四号を第十六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。</p> <p>9 法第七条の三第六項の規定による病院の開設等の不許可 10 法第七条の三第八項において読み替えて準用する同条第六項の規定による診療所の病床の設置等の不許可</p> <p>別表第三医療整備課の表中六の項を五の項とし、七の項から二十三の項までを一項ずつ繰り上げる。</p> <p>別表第三医療福祉連携推進課の表中二の項を四の項とし、一の項を三の項とし、同項</p>	<p>の前に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1125 1160 1369 1361"> <p>一 医師法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p> </td> <td data-bbox="1125 1361 1369 1579"></td> <td data-bbox="1125 1579 1369 1796"> <p>1 法第百十六條の八第三項の規定による厚生労働大臣への意見の具申</p> </td> <td data-bbox="1125 1796 1369 2096"> <p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1160 1125 1361"> <p>二 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項中「令」という。)の施行事務</p> </td> <td data-bbox="534 1361 1125 1579"></td> <td data-bbox="534 1579 1125 1796"> <p>1 法第十四条第二項の規定による准看護師の処分及び同条第三項の規定による再免許の付与 2 法第十五条第二項の規定による岐阜県准看護師試験委員の意見の聴取及び同条第三項の意見の聴取 3 法第二十七条第一項の規定による試験機関の指定 4 法第二十七条の二第二項(法第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定に</p> </td> <td data-bbox="534 1796 1125 2096"></td> </tr> </table>	<p>一 医師法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第百十六條の八第三項の規定による厚生労働大臣への意見の具申</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>二 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項中「令」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第十四条第二項の規定による准看護師の処分及び同条第三項の規定による再免許の付与 2 法第十五条第二項の規定による岐阜県准看護師試験委員の意見の聴取及び同条第三項の意見の聴取 3 法第二十七条第一項の規定による試験機関の指定 4 法第二十七条の二第二項(法第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定に</p>	
<p>一 医師法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第百十六條の八第三項の規定による厚生労働大臣への意見の具申</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>						
<p>二 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項中「令」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第十四条第二項の規定による准看護師の処分及び同条第三項の規定による再免許の付与 2 法第十五条第二項の規定による岐阜県准看護師試験委員の意見の聴取及び同条第三項の意見の聴取 3 法第二十七条第一項の規定による試験機関の指定 4 法第二十七条の二第二項(法第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定に</p>							

--

8 令第十八条の准看護師養成所の指定及び令第二十條において読み替えて準用する令第十六條第一項の規定による指定の取消	7 令第十一條第一項の看護師等養成所の指定及び令第十六條第一項の規定による指定の取消し	6 法第二十七條の十一第一項及び第二項の規定による指定試験機関の指定の取消し並びに同條第二項の規定による試験事務の停止の命令	5 法第二十七條の十の規定による試験事務の休止又は廃止の許可
---	---	--	--------------------------------

--

<p>別表第三女性の活躍推進課の表中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改める。</p> <p>別表第三畜産課の表中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を削り、七の項を四の項とし、八の項から十の項までを三項ずつ繰り上げ、十一の項を削り、十二の項を八の項とし、十三の項を削り、十四の項を九の項とし、十五の項を削り、同表の次に次のように加える。</p> <p>家畜防疫対策課</p>			
事務の種類 一 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号。以下この項中「法」という。）の施行事務 二 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下こ			
1 家畜の伝染病の予防のための法第四条の二第五項、法第五条	1 法の施行に関する事務	1 法の施行に関する事務	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

の項中「法」という。の施行事務			
<p>第一項、法第六 条第一項、法第九 条、法第二十 六条第一項及び 法第三十条の規 定による命令並 びに法第三十一 条第一項の規定 による防止の措 置</p> <p>2 法第十二条の 六第一項の規定 による勧告及び 同条第二項の規 定による命令</p> <p>3 法第十三条第 四項の規定によ る患畜等の公示 等</p> <p>4 法第十七条及 び第十七条の二 第五項の規定に よる殺処分又は 法第二十条の規 定による病性鑑 定のための処分</p> <p>5 法第三十二条 第一項の家畜等 の移動の制限等、 法第三十三条の 催物の開催の制</p>			
<p>六 牛海綿状脳症 対策特別措置法 (平成十四年法 律第七十号。以 下この項中「法」 という。)の施 行事務</p>	<p>四 医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に関 する法律(以下 この項中「法」 という。)の施 行事務</p>	<p>五 獣医療法(平 成四年法律第四 十六号。以下こ の項中「法」と いう。)の施行 事務</p>	
<p>1 法第十条第二 項の規定による 国等への協力の 依頼</p>	<p>1 法第十一条第 四項の規定によ る公表</p>		<p>6 法第四十八条 の規定による農 林水産大臣への 協力の依頼等</p>
<p>1 部長専決事項を除 く法の施行に關する 事務</p>	<p>1 部長専決事項を除 く法の施行に關する 事務</p>	<p>1 別表第四に掲げる 専決事項を除く動物 用医薬品等に係る法 の施行に關する事務</p>	

別表第三農村振興課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。
 別表第三用地課の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

<p>四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下の項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第十三条第一項の土地使用権等の取得についての裁定</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>2 法第十九条第三項の土地等使用権の存続期間の延長についての裁定</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>3 法第二十二條第一項の土地使用権等の譲渡の承認</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>4 法第二十三條第一項の規定による裁定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>5 法第二十五條第一項の規定による原状回復命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>6 法第三十二條第一項又は法第三十七條第三項の特定所有者不</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	

明土地の収用又は使用についての裁定

別表第三道路維持課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第十三条第四項の」及び「第十七条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十七条第三項の」を「第十七条第四項の規定による」に改め、同欄第三号中「第二十条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第四十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第四十八条の二の」を「第四十八条の二第一項及び第二項の規定による」に改め、同欄第六号中「第四十八条の十三の」を「第四十八条の十三第一項から第四項までの規定による」に、「指定」を「指定等」に改め、同欄第九号中「第六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「第九十三条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第七号中「第七十五条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第六号の次に次の一号を加える。

7 法第七十条第四項の規定による裁決の申請
 別表第四土木事務所及び流域浄水事務所の部三の項現地機関の長専決事項の欄第三号中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改める。

附 則
 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三用地課の表の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社